

公立大学法人青森公立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

平成28年9月21日

規程第 22号

改正 令和 4年 3月規程第 6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応（以下「不正行為の防止等」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用

(ア) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

(イ) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

(ウ) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データその他の研究資料等を、当該研究に係る論文発表後 10 年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第 2 章 不正行為の防止等のための体制

(責任体制)

第 4 条 研究者倫理の向上及び不正行為の防止等のため、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

(最高管理責任者)

第 5 条 最高管理責任者は、研究者倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を管理する責任を有する者とし、理事長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第 6 条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究者倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる者とし、学長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第 7 条 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示のもと、本学に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育の実施及び実施状況の管理監督を行う者とし、学部長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

第 3 章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第 8 条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、受付窓口を置き、総務企画チームをもって充てる。

- 2 受付窓口には責任者及び担当者を置き、責任者は総務企画チームリーダーをもって充て、担当者は総務企画チームの公的研究費の執行を担当する職員をもって充てる。

(告発の受付体制等)

第 9 条 研究活動上の不正行為の疑いが存在すると思料する者は、前条に定める受付窓口にて、書面、電子メール、FAX、面談等の方法により告発を行うことができる。

- 2 告発に当たっては、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

- 3 匿名による告発について、統括管理責任者及び最高管理責任者が協議の上、必要と認める場合には、これを受け付けることができる。
- 4 告発を受け付けたときは、受付窓口の責任者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。
- 5 受付窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発を受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット上の掲載等により、不正行為の疑いが指摘された場合（インターネット上に掲載された場合にあっては、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、統括管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、受付窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、当該相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、受付窓口の責任者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、統括管理責任者と協議の上、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（受付窓口の職員の義務）

第11条 告発の受付に当たっては、受付窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 受付窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電子メール、FAXなどによる場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第12条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らし

てはならない。職員等の身分を離れた後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡若しくは通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、異動、懲戒、降任その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第14条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第15条 何人も、悪意（被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を行ってはなら

ない。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第16条 告発があった場合又は最高管理責任者が予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、最高管理責任者及び統括管理責任者が協議した上で、最高管理責任者が指名する者を委員として組織する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者からのヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第17条 予備調査委員会は、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、論文、研究データ、その他の研究資料等研究成果の事後の検証を可能とするものについて、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否か、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性など、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとする。

- 2 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第18条 予備調査委員会は、予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、統括管理責任者と協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付し

て告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第19条 本調査の実施が決定したときは、最高管理責任者は、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。ただし、第4号に掲げる有識者の人数は、調査委員会全体の人数の半数以上を占めるものとする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 研究倫理教育責任者
- (3) 事務局長
- (4) 最高管理責任者が指名する学外の有識者
- (5) その他最高管理責任者が必要と認める者

- 3 前項に定める全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 4 委員の任期は、調査委員会が組織された日から当該事案に係る任務が終了した日までとする。

- 5 調査委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(本調査の通知)

第20条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第21条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

- 3 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、研究データ、その他の研究資料等の精査、関係者のヒアリング及び再実験の要請等の方法により、本調査を行うものとする。

- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第22条 調査委員会は、本調査の対象として、告発された事案に係る研究活動のほか、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第23条 調査委員会は、本調査を実施するに当たり、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第24条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第25条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究に関する情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第26条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行

うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、被告発者の責任において、当該研究活動が適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、根拠を示して説明しなければならない。

(認定の方法)

第28条 調査委員会は、前条に基づく被告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定するものとする。保存義務期間の範囲に属する論文、研究データ、その他の研究資料等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(調査結果の通知及び報告)

第29条 最高管理責任者は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとし、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加え、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て及び再調査)

第30条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返す

ことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要と認める場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第19条第2項に準じて指名する。
- 5 第1項の申し立てについて、調査委員会（第3項の調査委員に代わる者を含む。以下同じ。）は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。報告を受けた最高管理責任者は、被告発者に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けられないことができる。
- 7 第1項の不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 8 前項に定める被告発者からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には、直ちに最高管理責任者に報告するものとし、報告を受けた最高管理責任者は、被告発者に対し、その決定を通知するものとする。
- 9 最高管理責任者は、被告発者から第1項の不服申立てがあったときは告発者に対して通知するとともに、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 10 調査委員会は、再調査を開始した場合には、開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 11 最高管理責任者は、第5項、第6項、第8項及び前項の報告を受けたときは、当該結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に

報告するものとする。

- 1 2 第2項の申立てがあったときは、最高管理責任者は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び関係省庁等に報告する。
- 1 3 第2項の申立てについて、調査委員会は申立てがあった日から起算して30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。報告を受けた最高管理責任者は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関及び関係省庁等に報告する。

(調査結果の公表等)

- 第31条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないものとする。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあったときは、調査結果を公表するものとする。
 - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第32条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等

を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者及び関与したとまでは認定されないが、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、並びに研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第34条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第35条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第36条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定されたときは、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第37条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動における不正行為が行われたと認定された場合には、速やかに本学全体における是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するとともに、公表するものとする。

(事務)

第38条 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関する事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、第5条に定める最高管理責任者が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附 則 (令和4年規程第6号)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。